

個人番号の利用目的追加について

お客様各位

当金庫からのお願い

当金庫は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、2018年1月1日から個人番号の預金口座付番が開始されることから、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を下記のとおり追加いたしますのでご協力のほどよろしくご願ひいたします。

（※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。）

個人番号の利用目的について

個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、当金庫が金融業務に関連して個人番号を利用するのは、主として、支払調書等にお客様の個人番号を記載して税務署長に提出する場合です。

当金庫が個人番号の利用を行う主な業務については、番号法の一部改正に伴い(8)を追加し下記のとおりとなります。

- (1) 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- (2) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- (3) 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (4) 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (5) 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (6) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- (7) 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- (8) 預金口座付番に関する事務のため

変更日 2018年1月1日



お問い合わせ先
越前信用金庫 総務部
電話番号: (0779) 66-1313
フリーダイヤル:0120-1475-99